

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等を対象に介護保険料の減免を行います

## 減免の対象となる介護保険料

令和元年度分、令和2年度分の介護保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収(年金から差引き)の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

## 減免の内容

区分	対象となる被保険者	減免額
減免事由(1)	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方	全額
減免事由(2)	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件に該当する方 世帯の主たる生計維持者について、 ① 令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。 ② 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。	全額 または 一部

減免事由(2)の場合、減免額の計算方法は以下のとおりです。

対象保険料額【表1】×合計所得金額の区分【表2】に応じた減免割合

### 【表1】

対象保険料額 =  $A \times B / C$

A：第一号被保険者の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額

C：世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

### 【表2】

令和元年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下	全部
200万円超	10分の8

## 申請に必要な書類

- 新型コロナウイルス感染症に係る【減免申請書】
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に係る【事業収入等申告書】(減免事由(2)の場合のみ)  
※上記の様式は、市ホームページからダウンロードできます。(ご連絡いただければ郵送いたします)
- 添付書類(任意様式)

区分	添付書類(写しで可)
減免事由(1)	医師の診断書等
減免事由(2)	・世帯の主たる生計維持者の収入減少が確認できる書類 令和2年分…帳簿、給与明細書、保険金払込明細書(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額がある場合)等 ※廃業又は失業した場合は、上記に加えその事実が確認できるもの (廃業届の控え、離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証等) ※令和2年1月2日以降の転入者は、令和元年分確定申告書の控え、源泉徴収票等

## 申請期限及び申請方法

申請期限:令和3年3月31日まで

申請方法:申請に必要な書類を郵送していただくか、窓口へ提出してください。

郵送先: 990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市役所 介護保険課 介護保険料係

提出窓口: 山形市役所  
2階 介護保険課(26番)

国民健康保険税の減免申請は、別途、国民健康保険課へ申請書等の提出が必要になります。